

しんきん海外ソブリン債セレクション (米国ソブリン債ポートフォリオ) 特別レポート

1/6

追加型株式投資信託/バランス型

「しんきん海外ソブリン債セレクション」(米国ソブリン債ポートフォリオ) が『リップパー・ファンド・アワード・ジャパン 2009』において 最優秀ファンドを受賞！！

当社が運用する「しんきん海外ソブリン債セレクション(米国ソブリン債ポートフォリオ)」がリップパー・ジャパンの実施した『リップパー・ファンド・アワード・ジャパン 2009』において、最優秀ファンド【ファンド分類: Bond US Dollar(債券型 米ドル)/評価期間3年】を受賞いたしました。

当賞は、世界21都市*で開催している「Lipper Fund Awards」プログラムの一環として行われ、日本において販売登録されている国内および外国籍ファンドを対象に、優れたファンドとその運用会社を選定し、表彰するものです。選定/評価に際しては、リップパー独自の投資信託評価システム「リップパーリーダーレーティングシステム(リップパーリーダーズ)」の中の「コンシスタントリターン(収益一貫性)」を用いています。

*2009年の開催国/都市: スイス、マレーシア、スペイン、オーストリア、インド、オランダ、タイ、ドイツ、シンガポール、香港、英国、イタリア、フランス、日本、台湾、ルクセンブルク、中国、スウェーデン、バーレーン、米国、カナダ(開催順)

リップパーについて

リップパーは、1973年に米国で設立され、現在はトムソン・ロイター・グループ傘下で、ファンド情報サービスをグローバルに展開しています。世界57カ国で販売登録されている193,000以上のファンドデータを有し、米国をはじめ、欧州、日本およびアジア諸国でファンド情報を提供、ファンド分析のマーケットリーダーとしてビジネスを拡大しています。リップパー独自の投資信託評価システム「リップパーリーダーレーティングシステム(リップパーリーダーズ)」は、世界27カ国において販売されているファンドの評価を付与しています。

詳しい情報はwww.lipperweb.comをご覧ください。

「リップパー・ファンド・アワード」に関する情報は、投資信託の売買を推奨するものではありません。リップパー・ファンド・アワードは、過去のファンドパフォーマンスを分析したものであり、過去のパフォーマンスは将来の結果を保証するものではないことにご留意ください。評価結果は、リップパーが信頼できると判断した出所からのデータおよび情報に基づいていますが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。© Thomson Reuters 2009. All rights reserved.]

ファンドの特色

- ◆ 米ドルという馴染みの深い通貨建て債券による運用を行います。
- ◆ 運用を主にソブリン債という高い信用力の債券で行うことによって、信用リスクを抑えた効果的な海外債券分散投資を追求します。

より一層運用力の向上に向けて精進してまいり所存ですので、今後ともしんきんアセットマネジメント投信株式会社をご愛顧賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

◆当資料は、当ファンドの運用状況をお知らせするためにしんきんアセットマネジメント投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。◆当資料は、当社が作成日現在において信頼できると判断したデータ・情報に基づいて作成したのですが、記載内容は事前の予告なく訂正することがあります。正式な記載内容については投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。◆当資料の運用実績等に関するグラフ・図表・数値・その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。◆分配金の実績は過去のものであり、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。◆当資料のコメントは、作成日現在での当社の見解であり、市場変動や個別銘柄の将来の変動等を保証するものではありません。事前の予告無く将来変更する可能性もあります。◆当ファンドの受益権の基準価額は、同ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きによる影響を受けますが(その他外貨建て有価証券には、為替リスクがあります。)、これらの運用による損益は全て投資者の皆様には帰属します。従って、預金と異なり元本が保証されているものではありません。◆当ファンドは、保険契約ではなく、保険契約者保護機構の補償対象ではありません。◆当ファンドは、預金保険の対象ではありません。また、金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。◆当ファンドのお申し込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ又は同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りいただき、詳細についてご確認の上、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。

設定・運用は、

しんきんアセットマネジメント投信(株)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第338号

加入協会/(社)投資信託協会 (社)日本証券投資顧問業協会



しんきん海外ソブリン債セレクション (米国ソブリン債ポートフォリオ) 特別レポート

2/6

追加型株式投資信託/バランス型

「リップパー・ファンド・アワード・ジャパン 2009」について

「リップパー・ファンド・アワード・ジャパン2009」は世界21都市*で開催している「Lipper Fund Awards」プログラムの一環として行われ、日本において販売登録されている国内および外国籍ファンドを対象に、優れたファンドとその運用会社を選定し、表彰するものです。選定/評価に際しては、リップパー独自の投資信託評価システム「リップパーリーダーレーティングシステム(リップパーリーダーズ)」の中の「コンシスタントリターン(収益一貫性)」を用いています。

*2009年の開催国/都市: スイス、マレーシア、スペイン、オーストリア、インド、オランダ、タイ、ドイツ、シンガポール、香港、英国、イタリア、フランス、日本、台湾、ルクセンブルク、中国、スウェーデン、バーレーン、米国、カナダ(開催順)

ファンドアワード評価方法

- ・ 評価対象ファンドは、日本国内で販売されているファンドのうち、2008年末時点で36ヶ月以上の運用実績のあるファンドです。
- ・ リップパー独自のファンド分類を用い、1つの分類に上記該当ファンドが5本以上存在するすべての分類(「その他セクター」分類、「機関投資家用分類」、「DC(確定拠出型年金)専用ファンド」を除く)を評価対象とします。
- ・ 評価期間は、2008年末時点を基準として、過去「3年間」、「5年間」および「10年間」とし、リップパー独自の投資信託評価システム「リップパーリーダーレーティングシステム(リップパーリーダーズ)」で採用している「コンシスタントリターン(収益一貫性)」と同様の評価を行い、各分類の最優秀ファンドを選定します。



設定・運用は、

しんきんアセットマネジメント投信(株)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第338号

加入協会/(社)投資信託協会 (社)日本証券投資顧問業協会

しんきん海外ソブリン債セレクション (米国ソブリン債ポートフォリオ) 特別レポート

3/6

追加型株式投資信託/バランス型

お申込みメモ

- 投資タイミングをとらえて、原則として毎営業日にお買付け、ご換金のお申込みをすることができます。
 - 各営業日の午後3時(半休日においては午前11時)までに、お買付け、ご換金のお申込みが行われ、かつ、そのお買付けおよびご換金のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分として取扱います。この時刻を過ぎて行われるお申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
 - ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、お買付けのお申込みおよびご換金のお申込みを受付けないものとします。ただし、収益分配金の再投資にかかる追加信託金のお申込みに限ってこれを受付けるものとします。

お買付けについて

- 申込単位／(自動けいぞく投資コース)1万円以上1円単位／(一般コース)1万口以上1万口単位
- 買付価額／買付申込受付日の翌営業日の基準価額
- 申込手数料／お買付け価額に1.575%(税抜1.5%)を上限に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

ご換金について

- 換金単位／(自動けいぞく投資コース)1口単位、(一般コース)1万口単位
 - 換金手数料／換金手数料はありません。
 - 換金価額／ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額*として控除した価額とします。
 - ※「信託財産留保額」とは、運用の安定性を確保するために、換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保される額です。
 - 換金代金の支払い／原則として、お申込み受付日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします。
 - 換金時の個別元本超過額*1または譲渡益*2が課税対象となります。
 - ※1 個別元本超過額とは、換金時の価額と受益者毎の信託時の受益権の価額(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)との差額をいいます。
 - ※2 譲渡益とは、換金時の価額から取得費用(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。)を控除した利益をいいます。
- ◇税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

収益分配金について

- 年4回の決算時(2月、5月、8月、11月の各15日(休業日の場合、翌営業日))に、収益分配方針にしたがって分配します。
 - 分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。
 - 収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。
 - ◇税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。
 - ◇信託期間は無期限です。
 - ◇信託報酬／計算期間を通じて毎日計算し、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.9975%(税抜年率0.95%)の率を乗じて得た額とします。
 - ◇その他費用／監査費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び有価証券売買時の売買手数料等及び外貨建資産の保管等に要する費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。また、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
- ※当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様ที่ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

委託会社その他関係法人の概要

- しんきんアセットマネジメント投信株式会社 (委託会社) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第338号
加入協会／(社)投資信託協会 (社)日本証券投資顧問業協会
投資信託の設定・運用を行います。信金中央金庫の100%子会社で、信用金庫業界の投資信託委託会社です。

ファンドの販売会社、基準価額、申込手数料等については、下記の照会先までお問い合わせください。

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

■お電話によるお問合せ先(9:00~17:00 土、日、祝日を除く) 電話番号:03-5524-8181

■ホームページアドレス <http://www.skam.co.jp>

- 株式会社しんきん信託銀行 (受託会社)
投資信託財産の保管・管理、計算等を行います。
- 信金中央金庫 (指定登録金融機関)登録金融機関 関東財務局長(登金)第258号 加入協会／日本証券業協会
- しんきん証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第93号 加入協会／日本証券業協会
受益権の募集の取扱い、受益者に対する収益分配金、解約代金、償還金等の支払い等を行います。
- 信用金庫 (取次登録金融機関)
信金中央金庫との契約に基づき、受益権の募集の取扱いの取次ぎ、受益者に対する収益分配金、解約代金、償還金等の支払いの取次ぎ等を行います。



設定・運用は、

しんきんアセットマネジメント投信(株)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第338号

加入協会／(社)投資信託協会 (社)日本証券投資顧問業協会

しんきん海外ソブリン債セレクション (米国ソブリン債ポートフォリオ) 特別レポート

4/6

追加型株式投資信託/バランス型

ご投資にあたっての留意点

- 「しんきん海外ソブリン債セレクション」は、主としてマザーファンド(親投資信託)の受益証券への投資を通じて外国債券など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではありません。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、投資信託説明書(目論見書)をよくお読みいただき、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお祈りいたします。当ファンドの主な投資リスクは以下のとおりですが、詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

為替変動リスク	外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下落する要因となります。
金利リスク	金利リスクとは、金利変動により公社債等の価格が下落するリスクをいいます。一般的に金利低下局面では組入れた公社債等の価格は値上がりし、金利上昇局面では値下がります。また、残存期間が長期の公社債等の価格は、概して、短期のものより金利変動に対応して大きく変動します。組入れ有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	公社債等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行企業が発行する証券および短期金融商品の価格は下落します。場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入れ証券等がこうした状況に陥った場合には、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期、価格で売買することができなくなるリスクをいいます。ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	海外の有価証券に投資する場合、投資する国の政治・経済情勢の悪化、外国為替規制、資本規制、制度変更等による影響を受けることがあり、基準価額が下落する要因となります。
同一マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドによる影響	当ファンドが投資対象とするマザーファンドについて、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドにおける資金流出入や資産配分の変更等によりマザーファンド組入れ有価証券等の売買が発生した場合には、その売買による組入れ有価証券等の価格の変化や売買コスト等の負担がマザーファンドの価額に影響を及ぼすことがあります。これによりマザーファンドの価額が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

<留意点>

- ◇ 金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お買付けおよびご換金のお申込みの受付を中止することがあります。この場合、受益者は、当該受付中止以前に行った当日のお買付けおよびご換金のお申込みを撤回することができます。受益者がそのお申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にお申込みを受付けたものとして取扱います。



設定・運用は、

しんきんアセットマネジメント投信(株)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第338号

加入協会/(社)投資信託協会 (社)日本証券投資顧問業協会

しんきん海外ソブリン債セレクション

5/6

(欧州ソブリン債ポートフォリオ/米国ソブリン債ポートフォリオ/欧米ソブリン債ポートフォリオ)

追加型株式投資信託/バランス型

目論見書のご請求、お申込については、下記の販売会社にお問い合わせのうえご確認ください。

信用金庫(取次登録金融機関)一覧

No.	信用金庫名	区分	登録番号	加入協会
1	苫小牧信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第24号	
2	北海信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第32号	
3	旭川信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第5号	
4	帯広信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第15号	
5	遠軽信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第11号	
6	鶴岡信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第41号	
7	盛岡信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第54号	
8	一関信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第26号	
9	宮城第一信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第52号	
10	石巻信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第25号	
11	白河信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第36号	
12	福島信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第50号	
13	高崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第237号	
14	桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第234号	
15	アイオー信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第230号	
16	北群馬信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第233号	
17	足利小山信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第217号	
18	水戸信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第227号	
19	埼玉縣信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第202号	日本証券業協会
20	千葉信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第208号	
21	佐原信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第206号	
22	さがみ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第191号	
23	朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第143号	日本証券業協会
24	亀有信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第149号	
25	西武信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第162号	日本証券業協会
26	城北信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第147号	日本証券業協会
27	瀧野川信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第168号	
28	多摩信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第169号	日本証券業協会
29	上越信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第247号	
30	甲府信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第215号	
31	金沢信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第15号	日本証券業協会
32	のと共栄信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第30号	
33	鶴来信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第25号	
34	興能信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第19号	
35	福井信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第32号	
36	敦賀信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第24号	
37	静岡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第38号	日本証券業協会
38	静岡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第43号	日本証券業協会
39	浜松信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第61号	
40	沼津信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第59号	
41	大垣信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第29号	
42	東濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第53号	日本証券業協会
43	関信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第45号	
44	西濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第44号	
45	瀬戸信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第46号	日本証券業協会
46	半田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第62号	
47	知多信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第48号	
48	豊川信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第54号	
49	蒲郡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第32号	
50	尾西信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第63号	

注1. 上記信用金庫に関する情報は、作成基準日現在です。

注2. 上記信用金庫は、登録金融機関である信金中央金庫の取次登録金融機関です。

注3. 一部掲載していない信用金庫がある場合があります。

注4. 上記信用金庫では、一部お取扱いのない店舗があります。



設定・運用は、

しんきんアセットマネジメント投信(株)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第338号

加入協会/(社)投資信託協会 (社)日本証券投資顧問業協会

しんきん海外ソブリン債セレクション

6/6

(欧州ソブリン債ポートフォリオ/米国ソブリン債ポートフォリオ/欧米ソブリン債ポートフォリオ)

追加型株式投資信託/バランス型

目論見書のご請求、お申込については、下記の販売会社にお問い合わせのうえご確認ください。

信用金庫(取次登録金融機関)一覧

No.	信用金庫名	区分	登録番号	加入協会
51	北伊勢上野信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第34号	
52	滋賀中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第79号	
53	湖東信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第57号	
54	京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第52号	日本証券業協会
55	京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第53号	日本証券業協会
56	京都北都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第54号	
57	大阪信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第45号	
58	大阪市信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第47号	日本証券業協会
59	十三信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第58号	
60	大阪東信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第77号	日本証券業協会
61	摂津水都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第62号	
62	奈良信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第71号	
63	大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第88号	日本証券業協会
64	奈良中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第72号	
65	きのくに信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第51号	
66	兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第81号	
67	尼崎信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第39号	日本証券業協会
68	西兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第73号	
69	米子信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第50号	
70	日本海信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第37号	
71	津山信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第32号	
72	玉島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第30号	
73	備北信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第43号	
74	広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第44号	日本証券業協会
75	西中国信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第29号	
76	高松信用金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第20号	
77	福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第24号	日本証券業協会
78	大牟田柳川信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第20号	
79	飯塚信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第16号	
80	遠賀信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第21号	
81	熊本信用金庫	登録金融機関	九州財務局長(登金)第12号	
82	高鍋信用金庫	登録金融機関	九州財務局長(登金)第28号	
83	鹿児島信用金庫	登録金融機関	九州財務局長(登金)第25号	
84	鹿児島相互信用金庫	登録金融機関	九州財務局長(登金)第26号	
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				

注1. 上記信用金庫に関する情報は、作成基準日現在です。

注2. 上記信用金庫は、登録金融機関である信金中央金庫の取次登録金融機関です。

注3. 一部掲載していない信用金庫がある場合があります。

注4. 上記信用金庫では、一部お取扱いのない店舗があります。



設定・運用は、

しんきんアセットマネジメント投信(株)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第338号

加入協会/(社)投資信託協会 (社)日本証券投資顧問業協会